

浅口商工会共通商品券 取扱誓約書

私は、「浅口商工会共通商品券」の取り扱いについて、浅口商工会共通商品券運営規程並びに以下の誓約書を遵守し、浅口商工会共通商品券事業の発展に努めます。

(商品券の利用)

1. 商品券を利用する消費者に対し、全ての商品の購入・サービスの提供に、現金等利用の消費者と差別・区別は致しません。

(つ り 銭)

2. 商品券を現金化致しません。また額面内の購入については、釣銭を渡しません。

(有効期限)

3. 有効期限（発行日より6ヶ月）を過ぎた商品券は受け取りません。

(受 領)

4. 消費者より受領した商品券は、速やかに裏面に取扱店の署名（ゴム印可）を致します。

(換 金)

5. 商品券の換金は、商工会営業日に商工会事務局まで持参し、額面金額（500円）で現金と引き換えます。又、回収した商品券は再利用致しません。

(換金期限)

6. 商品券の換金は有効期限後6ヶ月以内とし、当該月末までに換金し、それ以後は申し出致しません。

(そ の 他)

7. 商品券を取り扱う上で、本誓約書に定めのない事項が生じた場合は、商工会にその旨を報告相談し、対処いたします。

浅口商工会共通商品券運営規程並びに本誓約書に違反した場合は、本会の決定に従います。

平成 年 月 日

浅口商工会長 殿

住 所

店 名

氏 名

